

徳島県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年4月16日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会会派「新しい県政を創る会」（以下「本件会派」という。）（代表者：仁木啓人氏（以下「仁木会長」という。））が支出した1,068,430円（動画制作費704,880円、図面作成費363,550円）は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

ア 知事に対し、本件会派の仁木会長へ、上記合計額の返還を請求すること。【請求ア】

イ 議会事務局における審査体制を刷新し、成果物の確認が不可能な支出や不自然な迂回発注を排除する厳格な基準を設けること。【請求イ】

(2) 請求の理由

本件支出は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

(法的根拠)

- ①地方自治法第100条の2第1項（政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定）
- ②最高裁判所平成25年1月25日判決（目黒区政務調査費事件）「議員活動を離れた活動や、客観的な目的・性質に照らして調査研究活動との合理的関連性が認められない経費は支出できない」と明言。
- ③徳島県政務活動費の交付に関する条例および「政務活動費ガイドライン」（支出の透明性確保、および成果物の添付義務）
- ④民法第703条（法律上の原因のない不当利得の返還義務）

(具体的な違反行為)

- ①成果物の確認できない動画制作費の不当支出（704,880円・10/10充当）

当該会派は、株式会社ワーズブレンに対し「動画作成（16本）」として704,880円を支出している。

しかし、徳島県政務活動費ガイドラインにおいて「印刷成果物等」の添付は義務付けられており、動画の場合もDVD等の媒体提出やURLの記載によりその実態を客観的に証明する必要がある。

本件支出にはURLもデータも確認できず、成果物の実態が全く不明である。これは「架空発注」あるいは「政務活動以外の目的への流用」の疑いが極めて強く、条例およびガイドラインが求める公金支出の適正性を著しく欠く違法な支出である。
- ②専門外業者への不自然な迂回発注（363,550円・10/10充当）

当該会派は、同じく株式会社ワーズブレンに対し「駅前ロータリー図面作成等（1級建築士構造計算依頼）」として363,550円を支出している。

しかし、納品された図面の作成者は「山崎建築設計事務所」であり、支払先であるWEB・映像制作業者とは明らかに業種が異なる。

本来、設計事務所に直接発注すべき業務を、あえて別業者を経由させて支払う「迂回発注」は、中抜き（手数料の搾取）や不当な資金プールの疑いを生

じさせるものであり、経済性・効率性の原則に反する不適切な公金支出である。

③同一業者への不自然な資金集中と実態の不透明性

上記①および②の合計額（１，０６８，４３０円）はすべて同一の業者（株式会社ワーズブレン）へ支払われており、実態不明な業務や専門外業務の名目により、特定の業者へ組織的に多額の公金を流し込んでいる疑いがある。

（（法的根拠）及び（具体的な違反行為）の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第１００条の２第１項」の条文を示している（（法的根拠）①）が、これは「地方自治法第１００条第１４項」であることを確認している。

第２ 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第３ 請求の受理

本件請求は、令和８年４月２１日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第４ 監査の実施

１ 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局における審査体制の刷新を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

２ 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和８年５月２６日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。
請求人が主張する「図面作成」及び「同一業者への発注」に係る陳述については、
おおむね次のとおりである。

図面作成費について、委託業者は登記上、事業目的に建築設計業務は一切なく、
映像の会社である。

議員側の後援会等、個人の活動費から（株）ワーズブレーションへの支出が消滅した
時期と、政務活動費による同社への委託が開始された時期が符合しており、これは、
本来個人負担すべき経費を政務活動費へ意図的に振り替えた疑いを生じさせる見
過ごせない外形的事実である。

3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、
当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費の制度について

ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例
の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため
必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費
を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、
額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、
条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の
交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に
係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告する
ものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費につい
ては、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項
が規定されている。

イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他
の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに關
して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定

している。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

(イ) 政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

(ウ) 政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

(エ) 政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。（条例第7条第1項）

知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。（条例第7条第2項）

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。（条例第8条第1項）

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（以下「支払証明書」という。）の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。（条例第8条第3項）

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。（条例第9条）

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。（条例第10条第3項）

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程（以下「規程」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。（規程第4条）

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針（政務活動費ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

(a) 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

(b) 説明責任の原則

用途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充実適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その用途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

(c) 透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておくなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割合）で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとされている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 2

- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合

政務活動費充当 1 / 4

(イ) 用途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、用途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目（交通費及び宿泊費）とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

c 使途基準の運用方針

(a) 広聴広報費

広聴広報費の内容は、「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

・ 県政報告会

県政報告会の開催

県民、地域住民等からの意見聴取

政務活動、県政及び国政の課題等の広報活動

・ 県政報告会以外

広報紙（誌）の発行・配付

政策・理念をPRするリーフレットの作成

ホームページの作成・維持

※政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。

が示されている。

経費の例示として、

・ 印刷製本費

・ 広報紙（誌）・ホームページ作成委託費

・ 交通費 等

が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できるとされている。

合理的に説明できる場合としては、次のとおりとされている。

- ・ 県政報告
会議次第に基づく時間数など、客観的に判断できる場合
- ・ 広報紙（誌）等作成
紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）の内容を按分する場合の按分割合（％）は、
「(政務活動を内容とする面積・分量等÷紙(誌)面の総面積・総分量等)×100」
とされている。

(b) 資料作成費

資料作成費の内容は、「会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 資料作成（調査研究活動等以外のもの。）
- ・ 県議会質問用パネルの作成

が示されている。

経費の例示として、

- ・ 印刷製本費
- ・ 原稿料
- ・ 写真代
- ・ パネル作成料
- ・ 資料作成委託費
- ・ 翻訳料 等

が挙げられている。

なお、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1／2を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できるとされている。

合理的に説明できる場合として、紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）の内容を按分する場合の按分割合（％）は、

「(政務活動を内容とする面積・分量等÷紙(誌)面の総面積・総分量等)×100」
とされている。

(ウ) 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならない。収支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないと定められている。

オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の事務処理に関して必要な事項を定めている。

要領第2条では、会派における所属議員への委任について規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、本件会派に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円（20万円×5名×12月）の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた本件会派は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ（要領第2条第1項）、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する（要領第2条第3項）。本件会派では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、委任額を除く本件会派分の政務活動費2,010,000円のうち、支出額は、2,000,901円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派

の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

イ 請求人が違法かつ不当な支出とする各支出項目について

(ア) 広聴広報費（動画制作）

請求人が不当とする経費は、動画制作に係る機材レンタル料及び動画編集料と送料され、その場合の支出額は598,400円である。

ガイドラインでは、広聴広報費の支出報告書に添付する支出証拠書類としては、「自動車使用記録簿(ガソリン代を支出する場合のみ)」、「印刷成果物」、「郵送費を計上した場合の発送物の写し」としている。

支出証拠書類の「印刷成果物」は「印刷成果物『等』」ではなく、「活動報告書兼領収書等添付票」様式においても、「印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。」としている。

本件は、動画制作に係る支出であり、印刷物に係る支出ではないため、「印刷成果物」の添付はない。

しかしながら、会派及び議員が用途を明らかにしていないということではなく、本件請求に係る動画は、本件会派のホームページやYouTubeサイトからアクセスすることができ、支出当時、議会事務局職員も内容を確認しており、現在も閲覧可能である。

(イ) 資料作成費（図面作成）

請求人が不当とする経費は、ホールの提案資料作成に係る支出と送料され、その場合の支出額は330,000円である。

これは、令和6年6月定例会の代表質問において、本件会派の仁木会長が県都のグランドデザインについて、駅前にバスやタクシーのロータリー機能を備えたホール、アリーナ、武道館等の複合施設の建設を提案した際の資料作成に係る費用である。

駅前に複合施設を建設した場合の完成予想図の作成を(株)ワーズプレーンに依頼し、その実現可能性を確認するため、同社から山崎建築設計事務所に構造計算部分について依頼したものである。

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであり、個々の支出内容は、条例及びガイドラインで定められた用途目的に違反するような場合を除いて会派又は議員に裁量が認められ、その性質上、県契約事

務規則をはじめとするルールが直接適用されるものではない。

法や県契約事務規則等が適用される県の執行機関の契約においても、複合業務等の一括発注の場合、必要最小限の範囲で再委託が許容されるので、政務活動費については当然許容される。

当該業務においても「完成予想図の作成業務」を（株）ワーズブレンが受託し、構造計算部分を山崎建築設計事務所に再委託したに過ぎない。

請求人が主張するような迂回発注などではなく、再委託である。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の発注先について

発注先はいずれも（株）ワーズブレンである。

上記（イ）同様に、政務活動は、その性質上、法や県契約事務規則等の契約規定が直接適用されるものではない。

それぞれの支出は、ガイドラインに従い、適切に運用されており、同一業者に複数の発注があるからといって、不当な支出には当たらない。

2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方並びに政務活動費に係る一連の手の妥当性について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

(1) 政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、（略）議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定められているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員

を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

(2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的内容やその成果等の報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

(3) 政務活動費に係る一連の手続について

請求対象に係る本件会派は、ガイドラインの使途基準に基づき、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、自らの責任において検討を行い、議長に対し政務活動に係る経費の報告を行っていることが認められた。

また、議会事務局は、会派に提出された支出報告書について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会においても各支出について、ガイドラインの使途基準に照らして十分精査しており、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも、按分計算の要否等、会派に対し所要の確認を行っており、条例、

規程及びガイドラインに基づき適正に事務が執行されていることが認められた。

そのほか、政務活動費の交付に係る手続については、交付決定から残余の返還に至る会計書類について確認を行い、適正になされていることが認められた。

(4) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

ア 広聴広報費

請求人は、当該会派の動画作成の支出について、ガイドラインで義務付けられている「印刷成果物等」の添付がなく、その実態を客観的に証明する成果物が全く不明であり、条例およびガイドラインが求める公金支出の適正性を著しく欠く違法な支出であると主張している。

議会事務局によると、本件は、印刷物ではない動画制作物であるため、ガイドラインの様式において、印刷成果物の添付を義務付けている「印刷費を計上している場合」には該当しないとしている。

また、当該動画は本件会派のホームページやYouTubeサイトにおいて一般に公開されているものであり、支出当時、議会事務局の職員がその内容を確認している。

したがって、印刷成果物の添付がないことをもって、ガイドラインに違反しているものとは認められず、公金支出の適正性を著しく欠く支出とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものとする主張には理由がない。

イ 資料作成費

請求人は、(株) ワーズブレンへの支出について、本来、設計事務所に直接発注すべき業務を、あえて別業者を経由させて支払う「迂回発注」であり、経済性・効率性の原則に反する不適切な公金支出であると主張している。

議会事務局によると、本件は、本件会派の仁木会長が県都のグランドデザインに関する提案のための完成予想図の作成を同社へ依頼した際、その実現可能性を確認するために、構造計算部分を山崎建築設計事務所に再委託したに過ぎず、迂回発注ではないとしている。

政務活動は、議会事務局の見解のとおり、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであり、個々の支出内容は、条例及びガイドラインで定められた用途目的に違反するような場合を除いて会派又は議員に裁量が認められ、その性質上、県契約事務規則をはじめとする契約ルールが直接適用されるものではないといえる。

したがって、再委託したことをもってガイドラインに違反するものとは認められず、不適切な公金支出とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものとする主張には理由がない。

ウ 同一業者への発注について

請求人は、上記ア及びイの合計額はすべて同一の業者へ支払われており、実態不明な業務や専門外業務の名目で、特定の業者へ組織的に多額の公金を流し込んでいる疑いがあると主張している。

政務活動における県契約事務規則等の適用については、上記イで述べたとおりであり、それぞれの支出は、ガイドラインに従い、適切に運用されている。

したがって、同一業者への発注であることをもって、組織的に多額の公金を流し込んでいるとはいえない。

なお、請求人は、同社への支出が、後援会等個人活動費から政務活動費に変更されたことについて、個人が負担すべき経費を意図的に公金へ振り替えたことと陳述しているが、業者が同じというのみで、振り替えたとする支出の内容が不明であり、根拠も示されておらず、請求人の陳述には、合理的な理由があるとはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

3 結論

以上、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの使途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、本件請求のうち、請求アについては、請求人の主張に理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。